

＜対象＞ 埼玉県内所在施設の博物館登録及び博物館相当施設の指定関係事務担当者
※県立施設以外のさいたま市内所在施設を除く。

令和5年度 博物館登録制度説明会

令和5年5月23日（火）午後3時～午後4時10分

埼玉県教育局市町村支援部文化資源課文化財活用・博物館担当

<本日の予定>

1 博物館法改正の概要

- (1) 博物館法改正の趣旨
- (2) 主な改正点
- (3) 博物館登録と博物館相当施設の指定の違い

2 新しい博物館登録制度と関係手続き

- (1) 申請から登録までの流れ
- (2) 提出書類
- (3) その他の手続き
- (4) 今後のスケジュール
- (5) 申請先・問い合わせ先

3 質疑応答

1 博物館法改正の概要

(1) 博物館法改正の趣旨

博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、**法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直す**など、これからの博物館が、求められる役割を果たしていくための規定を整備

(2) 主な改正点

ア 法律の目的及び登録された博物館の事業の見直し

- ・ 博物館法の目的に、社会教育法に加えて**文化芸術基本法**の精神に基づくことを定める。
 - ・ 登録博物館の事業例として、**博物館資料のデジタル・アーカイブ化**等を加える。
- など

1 博物館法改正の概要

イ 博物館登録制度の見直し

■ 新たな博物館登録制度の理念と目的

【底上げ】 : 規模の大小に関わらず、要件を満たす各地域の博物館を広く振興し、その活動と経営を改善・向上

【盛り立て】 : 予算措置を含む総合的な施策の推進により、創意工夫や新たなチャレンジを支援

■ 具体的な内容

- ・ 法人類型に関わらず登録できる。
- ・ 博物館の登録に当たっては、学識経験を有する者の意見を聴く。
- ・ 登録博物館の登録事項を変更するときは、あらかじめ届け出る。
- ・ 登録博物館の設置者は、都道府県教育委員会に対してその運営状況について定期的に報告する。

など

1 博物館法改正の概要

(3) 博物館登録と博物館相当施設の指定の違い

	博物館登録	博物館相当施設の指定
設置主体	<ul style="list-style-type: none">・ <u>法人であること</u>・ 民間法人は経済的基礎・社会的信望を有すること・ 登録の取消しの日から2年以上経過していること	<ul style="list-style-type: none">・ <u>設置主体の制限なし</u>・ <u>登録、指定の取消しの日から2年以上経過</u>していること
博物館の体制等	<ul style="list-style-type: none">・ 博物館の体制、職員、施設・設備に関する基準に適合すること【例】 館長及び<u>学芸員</u>必置	<ul style="list-style-type: none">・ 施設の体制、職員、施設・設備に関する基準に適合すること【例】 館長及び<u>学芸員に相当する職員</u>必置
開館日数	1年を通じて <u>150日以上</u> 開館	1年を通じて <u>100日以上</u> 開館

1 博物館法改正の概要

(3) 博物館登録と博物館相当施設の指定の違い

	博物館登録	博物館相当施設の指定
メリット	<ul style="list-style-type: none">■ <u>税制上の優遇</u><ul style="list-style-type: none">・ 事業所税の非課税措置（私立のみ）・ 特別交付税の申請が可能（市町村立のみ）■ <u>その他各種制度上の優遇</u><ul style="list-style-type: none">・ 登録美術品制度に基づく美術品の公開・ 美術品補償制度の利用・ 希少野生動物種の個体の譲渡し 等■ <u>国庫補助金の利用</u>	<ul style="list-style-type: none">■ <u>その他各種制度上の優遇</u><ul style="list-style-type: none">・ 登録美術品制度に基づく美術品の公開・ 美術品補償制度の活用・ 希少野生動物種の個体の譲渡し 等■ <u>国庫補助金の利用</u>
経過措置 等	既に登録されている博物館は、 施行から5年間 <u>は登録博物館とみなす。</u> →上記期間後も登録博物館でいるためには、新 しい制度での 再審査・登録 を受ける。	既に指定されている施設は、 施行から5年 <u>以内に</u> 新しい登録制度での要件を備えてい る旨 確認を受ける よう努める。

博物館関連支援予算(令和5年度予算額案)一覧

資料3



資料より

1. 博物館機能強化推進事業 439百万円

① Innovate MUSEUM 事業 344百万円

・ Museum DXの推進（新規）
博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDX化に効果的に取り組む館の事業を支援し、デジタル化されたデータの活用や業務フローの効率化を図る。

・ 特色ある博物館の取組支援
これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（地方創生、都市再生、人口減少、社会包摂等）への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。

② 新制度におけるミュージアム応援事業 95百万円

博物館法の改正を踏まえ、（1）新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、（2）博物館活動の質を高めるための体制整備、（3）博物館人材育成・質の向上に資する研修 等について実施。

2. 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業 1,875百万円

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことを目的とする「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく拠点計画及び地域計画の実施等のための事業について支援。

3. アートエコシステム基盤形成促進事業 46百万円

美術品の管理適正化のためのシステム開発事業 22百万円
市場に流通する美術品等の取引履歴（トレーサビリティ）の確保や、美術館・博物館における美術品・文化財の管理適正化を図る。

4. 地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援 2,306百万円の内数

文化庁や国立博物館等が所蔵する地域ゆかりの文化財の地方博物館での展覧会を支援（日本博予算の一部を活用）。
※旅客税財源を活用

5. 国民文化祭を契機とした三の丸尚蔵館の地方展開 8百万円

「国民文化祭」開催地の博物館・美術館等において、三の丸尚蔵館収蔵品を中心とした国等有する貴重な文化財を紹介する展覧会を開催するための費用（作品輸送、保険、リーフレット印刷）等を支援。

6. 被災ミュージアム再興事業 210百万円

東日本大震災で被災した博物館資料の修理への支援

7. 国立アイヌ民族博物館の運営等 1,624百万円

令和2年7月に開館した国立アイヌ民族博物館（ウポポイ）の管理運営費を計上。年間来場者数100万人の達成を目標。アイヌ施策推進法に基づくアイヌ文化振興事業への支援。

8. 国立文化施設の機能強化・整備 20,556百万円の内数

独立行政法人国立科学博物館運営費交付金 2,840百万円

独立行政法人国立美術館運営費交付金 7,739百万円

独立行政法人国立美術館施設整備費 400百万円

独立行政法人国立文化財機構運営費交付金 9,577百万円の内数

【博物館法の改正に伴う税制上の優遇措置の拡充等】〔事業所税等〕

内 容

博物館法の一部を改正する法律(令和4年法律第24号)による、新たな登録制度の見直し(令和5年4月施行)を踏まえ、博物館に期待される新たな役割が確実に果たされるよう、

- ・ これまで認められていた登録博物館に対する地方税法上の優遇措置を継続するとともに、
- ・ 民間の会社などが設置する登録博物館に対する事業所税の優遇措置を拡充。

【事業所税の優遇措置の拡充について】

- 現行制度上の登録博物館が、公益性を有する施設として、設置主体を限定されずに事業所税の用途非課税の対象とされていることに鑑み、法改正による新たな登録基準を満たした民間の会社などが設置する登録博物館（一般・公益法人、宗教法人以外の博物館）について、対象範囲を拡大（地方税法第701条の34第3項第3号）

（事業所税の概要）

事業所税は、人口30万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行うものに対して課する目的税

- ・対象：事業所床面積（資産割）＋従業者給与総額（従業者割）
- ・東京都・政令指定都市・人口30万以上の市など（合計77団体）
- ・税率：事業所床面積 600円/㎡ 従業者給与総額の0.25%

背景・現状

- ・ 民間企業等により設置される博物館が増加
- ・ 改正博物館法では、いかなる法人が設置した博物館であっても、公的な使命を果たす登録博物館となることを規定
- ・ 改正法の趣旨を踏まえ、設置主体によらず、博物館法の本来の目的・使命に基づき、多様な博物館資源への国民のアクセス向上や、安定的運営の確保、学芸員の配置による質の向上を図る。

目標・効果

- 新たな登録基準を満たした博物館の税負担を軽減することにより、
- ・ 国民の博物館資源へのアクセス向上
 - ・ 設置主体によらない博物館の安定的な運営
 - ・ 民間の会社が基準を満たそうと努力することによる博物館の質の向上
- 等の効果が生じ、国民の教育、学術及び文化の振興に資することが期待

博物館に係る地方税の優遇措置の状況

優遇措置のある税目	登録					指定施設
	公立	私立				
		公益法人	宗教法人	一般社団・財団法人	民間の会社など [※]	
法人住民税の非課税	—	○				
固定資産税の非課税	—	○	○			
都市計画税の非課税	—	○	○			
不動産取得税の非課税	—	○	○			
事業所税の非課税	—	○	○	○	◎	

○は優遇措置が継続される法人。◎は今回拡充部分。—はそもそも公立なので非課税。

※は学校法人等の場合は、別に、保有する固定資産等に対して非課税措置。

2 新しい博物館登録制度と関係手続き

(1) 申請から登録（・指定）までの流れ

申請

- 博物館の設置者が、申請書及び添付書類を県教育委員会に提出
- **さいたま市内の施設**（県立施設を除く。）は、**さいたま市教育委員会**に提出

審査

- 提出書類等により審査を実施
 - 書類による審査
 - 学識経験者からの意見聴取
 - 実地調査

登録

- 博物館法第13条第1項各号のいずれにも該当すると認めるときに、登録
 - 博物館登録原簿に記載
 - 申請者への通知
 - 公表

※お願い※

登録（・指定）を希望する施設は、**申請書等の提出の前に**、埼玉県文化資源課に御相談ください。

2 新しい博物館登録制度と関係手続き

(2) 提出書類 ※博物館登録の場合

ア 博物館登録申請書

県ホームページからダウンロード

イ 館則の写し

博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他博物館の運営上必要な事項を定めたもの

ウ 博物館法第13条第1項各号に該当していることを証する書類

(ア) 設置者の適格性に関する書類

(イ) 博物館の体制に関する書類

(ウ) 博物館の職員に関する書類

(エ) 博物館の施設及び設備に関する書類

(オ) 開館日数に関する書類

2 新しい博物館登録制度と関係手続き

(ア) 設置者の適格性に関する書類

【関係規程】博物館法（抜粋）

第十三条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

一 当該申請に係る**博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。**

イ 地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）

（1） 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

（2） 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

（3） 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、**その取消の日から二年を経過しない者でないこと。**

2 新しい博物館登録制度と関係手続き

(ア) 設置者の適格性に関する書類

■ 公立館（地方公共団体又は地方独立行政法人）の場合

- ・ **博物館の設置条例**
- ・ **法人の登記事項証明書又はその写し** ※発行から概ね6か月以内のもの

■ 私立館（上記以外の法人）の場合

- ・ **法人の登記事項証明書又はその写し** ※発行から概ね6か月以内のもの
- ・ 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する**収支計画書等** ※実績がある場合は、実績が確認できる収支報告書等を含む。
- ・ 登録を取り消され、その**取消の日から2年を経過しない者でないことを宣誓する書類**
- ・ **民事再生手続又は会社更生手続の開始の申立てがなされていないことを宣誓する書類**
- ・ **反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類**
- ・ **博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類**

※宣誓書及び経歴書の参考様式は、県ホームページからダウンロード可能。

2 新しい博物館登録制度と関係手続き

(イ) 博物館の体制に関する書類

【関係規程】博物館法（抜粋）

第十三条

三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

【関係規程】審査基準（許認可等の内容 博物館の登録）（抜粋）

(1) 博物館の体制に関する基準

ア **博物館資料の収集、保管及び展示**（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）並びに博物館資料に関する**調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表**するとともに、当該方針に基づき、**相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備**していること。

2 新しい博物館登録制度と関係手続き

(イ) 博物館の体制に関する書類

- イ アの基本的運営方針に基づく**博物館資料の収集及び管理の方針を定め**、当該方針に基づき、**博物館資料を体系的に収集する体制を整備**していること。
- ウ イに規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、**所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備**していること。
- エ **一般公衆に対して**、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による**展示を行う体制を整備**していること。
- オ 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、**博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備**していること。
- カ **博物館資料を用いた学習機会の提供**、利用者に対する**博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備**していること。
- キ 法第7条に規定する研修その他の**研修に職員が参加する機会が確保**されていること。

2 新しい博物館登録制度と関係手続き

(イ) 博物館の体制に関する書類

■ 公立館・私立館共通

- ・ **博物館運営の基本的な方針を示した書類**（【例】定款・設置条例・口述記録等）及び当該方針の公表方法を示した書類
- ・ **博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類**
【例】関係諸規程、資料収集方針、資料の点検計画又は実績等
- ・ **博物館資料目録**
※当該博物館が保有している資料を示す書類であれば足り、必ずしも詳細な情報や画像等を付すことを求めるものではない。
- ・ **展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類**
【例】事業計画、事業報告、研究紀要等
- ・ **博物館の事業に関する収支計画を示す書類**
※p13で提出された収支計画書等によって必要なことが確認できる場合は、追加提出不要
- ・ **職員への研修の実施計画又は実績** ※国や県等が実施する研修に職員を参加させる計画又は実績を含む。

※審査基準のうち「…相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。」の審査に当たっては、p13の宣誓書も参照

2 新しい博物館登録制度と関係手続き

(ウ) 博物館の職員に関する書類

【関係規程】 博物館法（抜粋）

第十三条

四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

【関係規程】 審査基準（許認可等の内容 博物館の登録）（抜粋）

(2) 博物館の職員に関する基準

ア (1) アの基本的運営方針に基づいて**博物館の管理運営を行うことができる館長**が置かれていること。

イ **学芸員**が置かれていること。

ウ (1) アの基本的運営方針に基づく**博物館の運営に必要な職員**が置かれていること。

2 新しい博物館登録制度と関係手続き

(ウ) 博物館の職員に関する書類

■ 私立館の場合

- ・ 所属する学芸員が、**学芸員資格を有することを証する書類又はその写し** ※1名分以上

■ 公立館・私立館共通

- ・ **館長及び学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類** 【例】職務経歴書、職員名簿、事務分掌表等
- ・ **その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類** 【例】職員名簿、事務分掌表等
- ・ **組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類**

※経歴書の参考様式は、県ホームページからダウンロード可能

2 新しい博物館登録制度と関係手続き

(工) 博物館の施設及び設備に関する書類

【関係規程】博物館法（抜粋）

第十三条

五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

【関係規程】審査基準（許認可等の内容 博物館の登録）（抜粋）

(3) 博物館の施設及び設備に関する基準

ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

イ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

ウ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

2 新しい博物館登録制度と関係手続き

(工) 博物館の施設及び設備に関する書類

■ 公立館・私立館共通

- ・ **博物館の事業に用いる建物及び土地の図面**
- ・ **博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態（所有・借用の状況）を示す書類**
また、当該土地及び建物を借用している場合は、**契約書等の当該借用の条件等を証明する書類**
【例】不動産の登記事項証明書、賃貸借契約書等
- ・ **防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類**
【例】関係諸規程・消防計画・危機管理マニュアル・消防設備等点検結果報告・関係業務の契約書・関係設備配置図面等
- ・ **多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類**
【例】利用案内、当該箇所の写真等

(才) 開館日数に関する書類

■ 公立館・私立館共通

- ・ **1年を通じて150日以上開館することがわかる書類** 【例】館則、事業報告、事業計画等

2 新しい博物館登録制度と関係手続き

(3) その他の手続き

	博物館登録	博物館相当施設の指定
定期報告	博物館の運営状況について、毎年5月末日までに県教育委員会に報告が必要。 様式は、令和5年度中に県ホームページで公表予定。	
変更の届出	以下の事項を変更する場合、あらかじめ県教育委員会に届出が必要。 ■ 博物館の設置者の名称又は住所 ■ 博物館の名称又は所在地	※県ホームページで公表している情報（施設の名称・所在地等）に変更がある場合は、情報提供に御協力ください。
廃止の届出	博物館を廃止した日から20日以内に県教育委員会に届出が必要。	
要件を備えなくなったことの報告		博物館法施行規則第24条第1項に規定する要件を備えなくなったときは、直ちにその旨を県教育委員会に報告が必要。

2 新しい博物館登録制度と関係手続き

(3) その他の手続き

	博物館登録	博物館相当施設の指定
その他 ※実施主体は 県教育委員会	<ul style="list-style-type: none">■ 報告又は資料の提出を求める■ 勧告及び命令■ 登録の取消し	<ul style="list-style-type: none">■ (要件に関し必要な) 報告を求める ■ 指定の取消し

(4) 今後のスケジュール

ア 博物館登録等に関する意向調査回答締切

令和5年5月31日(水)

イ 審査日程の調整・御連絡

令和5年6月中を目途に令和5年度審査予定施設を確定予定

ウ 定期報告様式の公開

令和5年度中に公開予定

エ 今年度審査予定施設の書類提出開始

令和5年8月～9月頃を予定

2 新しい博物館登録制度と関係手続き

(5) 申請先・問い合わせ先

■ さいたま市以外の県内に所在する施設及び県立施設

埼玉県 教育局 市町村支援部 文化資源課 文化財活用・博物館担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

電話 048-830-6986

E-mail a6910-16@pref.saitama.lg.jp

HP <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2216/hakubutukantouroku/20230401.html>

※留意事項※

申請は、原則として電子データの提出によることを想定しています。
電子データでの提出が困難な場合は、御相談ください。

■ さいたま市内に所在する施設（県立施設を除く。）

さいたま市教育委員会 生涯学習部 文化財保護課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 さいたま市役所 第2別館2階

電話 048-829-1723

<関連法令等>

- 博物館法（昭和26年法律第285号）
- 博物館法施行令（昭和27年政令第47号）
- 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）
- 博物館の登録に関する規則（昭和45年埼玉県教育委員会規則第11号）

御清聴ありがとうございました。



埼玉県のマスコット
コバトン さいたまっち